

「青森・岩手二県大阪アンテナショップ情報発信業務」委託仕様書

この業務仕様書は、青森・岩手二県大阪アンテナショップ運営協議会（以下「委託者」という。）が実施する「青森・岩手二県大阪アンテナショップ情報発信業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、二県協が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画提案を行おうとする者（以下「参加者」という。）に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

青森・岩手二県大阪アンテナショップ情報発信業務

2 委託業務の内容

青森・岩手二県大阪アンテナショップの認知度向上と、新規ファンの獲得等による来店者数の増加を図るため下記のとおり実施するものであり、その業務内容について効果的に推進するため企画提案を募集するもの。

(1) チラシ作成

① 年4回の大型セールに対して、チラシを作成すること。

共通事項として、各大型セール内容及びアンテナショップの店舗情報を記載し、青森・岩手県産品のセール商品の情報を記載すること。

なお、アについては、クーポン情報を記載すること。

ア B4版、両面又は片面カラー 各回 68,000部以上（新聞折込等に使用）

イ A4版 両面又は片面カラー 各回 400部以上（店頭配布用とし、デザインは、(1)①アに準ずる。）

② 年6回のフェアに対して、チラシを作成すること。

共通事項として、各フェア内容及びアンテナショップの店舗情報を記載し、青森・岩手県産品の情報を記載すること。

なお、アについては、クーポン情報を記載すること。

ア B4版、両面又は片面カラー 各回 40,000部以上（新聞折込に使用）

イ A4版 両面又は片面カラー 各回 400部以上（店頭配布用とし、デザインは(1)②アに準ずる。）

③ ①及び②のチラシ作成にあたっては、次の事項に留意し、デザインを行うものとする。

ア 青森・岩手ええもんショップで開催する大型セール及びフェアへの誘客につながるデザインであること。

イ 青森・岩手県産品の魅力を感じることができるデザインであること。

ウ 青森県らしさ、岩手県らしさを感じることができるデザインであること。

エ 伝えるポイントが明確で、視覚的にわかりやすいものであること。

(2) 新聞折込み等の情報発信

(1) で作成したB4版チラシについて、大阪市を中心とした関西地域の消費活動に余裕がある世帯を中心に新聞折込み等の情報発信を行うこと。(年10回)

(3) ポスター作成

年4回の大型セールに対し、チラシデザインを活用した告知ポスター(B1版)を作成すること。(大型セール年4回×各3枚)

(4) 通年チラシに係るデザインデータの作成

アンテナショップの店舗情報(地図含む)、青森・岩手県産品の情報を記載し、次の事項に留意しデザインを作成すること。

なお、作成したデータは、委託者が自由に印刷を行い活用できること。また、委託者が管理するWEBサイトやSNS等で活用できるようにすること。納品形態については、別途協議する。

ア 青森・岩手ええもんショップの認知度向上につながるデザインであること。

イ 伝えるポイントが明確で、紙面及びWebいずれにおいても視覚的にわかりやすいものであること。

(5) 報告書の作成

実施した内容について、報告を行うとともに、実施結果を分析し課題を把握の上、アンテナショップ認知度向上を図るための今後の方向性について提示すること。

3 留意事項

本業務の実施にあたっては、随時、委託者に進捗状況等を報告の上、協議をしつつ連携しながら進めること。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月22日(金)までとする。

※ただし、委託業務内容により、双方合意の上、委託契約終了日を前倒しすることがある。

5 成果品

(1) 提出物

実績報告書

- ・様式は任意とし、本業務で実施した内容等を記載したもの。
- ・書面2部及び電子データ(DVD等の電磁的記録媒体に保存すること)を提出すること。

(2) 納入場所

青森・岩手二県大阪アンテナショップ運営協議会(北東北三県大阪合同事務所内)

(3) 摘要

- ・委託者は、提出された成果品を委託者の判断で公開できるものとする。
- ・受託者は、委託者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

6 その他留意事項

受託者は、本業務を円滑に実施し、かつ適正に管理するため、次の事項に留意するものとする。

(1) 苦情、事故等事案報告

受託者は、本業務の実施に関連して、苦情、事故その他業務実施に支障のある事案が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。

(2) 協議事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者の協議の上、委託者の指示に従って本業務を行うこと。